

水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例

平成18年条例第52号

(目的)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条に基づく水俣市障害者地域生活支援事業（以下「事業」という。）の負担金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(負担金)

第2条 事業によるサービスを受けた者は、別表に定める負担金を納入しなければならない。

(負担上限月額)

第3条 法第5条第21項に規定する支給決定障害者等が法第28条に規定する障害福祉サービスを利用した場合及び事業によるサービスを利用した場合の同一月における負担金の合計額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第17条に規定する支給決定障害者等の区分に応じ当該各号に定める額を超えないものとする。

(納期限)

第4条 前条に規定する負担金は、事業によるサービスを受けた日の属する月分を、翌月末までに納入しなければならない。ただし、市長が、特別の事由があると認めた場合は、納期限を変更することができる。

(負担金の減免)

第5条 市長は、災害その他やむを得ない事由により負担金を納入することが困難であると認めるときは、負担金を減免することができる。

(過料)

第6条 詐欺その他不正の行為により、事業の負担金を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する額（当該5倍に相当する額が5万円を超えない場合は5万円とする。）以下の過料に処する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（水俣市障害者移動入浴車派遣事業の負担金に関する条例の廃止）
- 2 水俣市障害者移動入浴車派遣事業の負担金に関する条例（平成12年条例第7号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行日前のサービス利用に伴う負担金については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行日から平成21年9月30日までの間においては、別表中生活サポート事業及び経過的デイサービス事業を除き、「5%」とあるのは「0%」と、「10%」とあるのは「5%」とする。

附 則（平成21年9月16日条例第34号）

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成23年12月14日条例第25号）

この条例中第1条及び第2条の規定は公布の日から、第3条の規定は平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月14日条例第3号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月19日条例第12号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の改正規定中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分並びに第6条の改正規定中「第5条第22項」を「第5条第21項」に改める部分は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月19日条例第13号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

地域生活支援事業負担金

| 事業名 | 負担金 | | |
|---|-------------|--------------------|----------------------|
| | <u>被保護者</u> | <u>市町村民税世帯非課税者</u> | <u>市町村民税世帯課税者</u> |
| <u>移動支援事業</u> | 0円 | 0円 | サービス等に要した費用の5%に相当する額 |
| <u>日常生活用具給付事業</u> | 0円 | 0円 | サービス等に要した費用の5%に相当する額 |
| <u>訪問入浴サービス事業</u> | 0円 | 0円 | サービス等に要した費用の5%に相当する額 |
| <u>日中一時支援事業</u> | 0円 | 0円 | サービス等に要した費用の5%に相当する額 |
| <u>生活サポート事業</u> | 0円 | 0円 | サービス等に要した費用の5%に相当する額 |
| 備考 | | | |
| 1 「 <u>被保護者</u> 」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。 | | | |
| 2 「 <u>市町村民税世帯非課税者</u> 」とは、事業によるサービス利用者及び当該サービス利用者と同一の世帯に属する者（障害者については、配偶者に限る。）が、サービスの利用申請があった月の属する年度（サービスの利用申請があった月が1月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者をいう。 | | | |
| 3 「 <u>市町村民税世帯課税者</u> 」とは、前2項以外の者をいう。 | | | |
| 4 サービス等に要した費用は、法に基づく障害福祉サービス等に要した費用の額等を考慮した別に定める額とする。 | | | |